

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版 中間案（主なもの）
<p>P1</p> <p>P2</p> <p>P3</p> <p>P3</p> <p>P6</p>	<p style="text-align: center;">総則編</p> <p><b>I プランの趣旨</b></p> <p>1 策定の目的 (略)</p> <p>併せて、本プランと構成府県の地域防災計画との整合性を図ることにより、このプランの実効性を確保するとともに、構成府県はもとより、連携県や関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内市町村の防災・減災体制のさらなる充実に向けた指針とする。</p> <p>(略)</p> <p>4 計画期間 平成 23 年度は、地震・津波災害対策編を策定するとともに、原子力災害対策編について概括的・骨格的な計画を策定する。 なお、風水害対策編、感染症対策編については、平成 24 年度以降順次策定していく。 また、不断の見直しを行い、必要に応じて修正することから、計画期間は設けない。</p> <p style="text-align: center;"><b>プランの特徴</b></p> <p>(4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン (略)</p> <p>(6) 未曾有といわれた 2 つの大震災の教訓を盛り込んだプラン (略)</p> <p><b>II 対象とする災害</b> (略)</p> <p>※ その他、鉄道事故、航空事故等の事故災害、口蹄疫等の危機管理事案など広域的な対応が必要とされる災害を対象とする。 また、災害対策を実施する地域については、関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。</p>	<p style="text-align: center;">総則編</p> <p><b>I プランの趣旨</b></p> <p>1 策定の目的 (略)</p> <p><u>構成府県及び政令市（以下「構成団体」という。）は、本プランと各構成団体の地域防災計画との整合性に十分留意し、このプランの実効性を確保する。</u> <u>また、本プランは、大規模広域災害が発生した際の各関係機関の応援・受援オペレーションを取りまとめたものであることから、構成府県は、管内市町村に対して、本プランを応援・受援体制のモデルとして活用するよう働きかけることにより、関西全体の大規模広域災害への対応力の向上を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 計画の見直し <u>本プランは、概ね 3 年に 1 度見直しを行う。</u> <u>また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画見直しに反映するなど P D C A サイクルにより、この計画の効果や実効性の確保を図る。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>プランの特徴</b></p> <p>(4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン (略)</p> <p>○ <u>全国の被災地支援や訓練、研修を通じて、関西の災害対応の標準化・共通化を推進</u></p> <p>(6) 未曾有といわれた 2 つの大震災等の教訓を盛り込んだプラン (略)</p> <p>○ <u>各構成府県で分担して各分野のアドバイザーからなる支援チームを派遣するなど、熊本地震の支援の成果と課題を反映</u></p> <p><b>II 対象とする災害</b> (略)</p> <p><u>その他、鉄道事故、航空事故等の事故災害、口蹄疫等の危機管理事案など広域的な対応が必要とされる災害については、プラン（総則・地震津波災害対策編）及び関西広域応援・受援実施要綱に準じて対応する。</u> <u>また、災害対策を実施する地域については、関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。</u> <u>なお、複合災害が発生する可能性もあることから、広域連合及び各構成団体は、プランの各災害対策編及び関西広域応援・受援実施要綱に基づき、要員・資機材の</u></p>

P8

**Ⅲ 広域連合の役割**

**3 災害情報の共有、情報の発信**

大規模広域災害の発生時に、広域連合は、構成府県、連携県及び国・関係機関と連携を図り、被害に関する状況、応急対策に関する状況などの情報収集を行う。整理・集約した情報については、遅滞なく構成府県及び連携県に情報提供を行うとともに、構成府県及び連携県と連携し、府県民に対して被害の状況や広域連合・構成府県・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。

地震・津波災害対策編

**I 被害想定**

**1 東海・東南海・南海地震**

○各府県による被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度
滋賀県	50	1,427	6弱（南海地震又は東南海地震）
京都府	130	10,800	6弱（東南海・南海地震）
大阪府	99	22,341	6弱（東南海・南海地震）

P8

P9

投入や応援要請などについて総合的に調整を行う。

**【複合災害の例】**

- 1 自然災害に伴う二次災害等
  - ・ 地震災害発生直後の台風襲来等による風水害の発生
  - ・ 地震・津波災害発生直後の原子力発電所事故の発生
  - ・ 地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生
- 2 南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生
- 3 域内被害対応と域外支援を行う場合
  - ・ 域内風水害対応中に域外で地震が発生し、域外支援を行う場合 等

**Ⅲ 広域連合の役割**

**3 災害情報の積極的な活用**

**(1) 情報収集等**

大規模広域災害においては、各構成団体が取りまとめた災害情報に加え、近隣自治体、国の関係機関や民間事業者からも情報を収集し、関西全域における情報分析・活用を図る。

**(2) 情報共有**

広域連合が、整理・集約した情報については、SNSやTV会議システム、先端的なモバイルツールなどを活用して、遅滞なく構成団体及び連携県と情報共有を図る。

**(3) 情報発信**

構成団体及び連携県と連携し、府県民に対して被害の状況や広域連合・構成団体・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。

**5 自助・共助の取組の促進**

大規模広域災害が発生した場合、関西だけでは十分な対応ができないことから、他の広域ブロックや民間事業者にも応援を求め、災害対応を行うこととしている。しかしながら、全国的な資源の不足や応援の遅れ等も考えられることから、広域連合及び構成団体は、平時から住民・企業等の自助・共助の取組の促進を図る。

地震・津波災害対策編

**I 被害想定**

**1 南海トラフ巨大地震**

○各府県による被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度	各府県減災目標（死者数）	削減効果
滋賀県	474	12,837	6強	—	—
京都府	860	70,210	6強	250	7割減
大阪府	133,891	179,153	6強	7,400	9割減

兵庫県	760	20,988	6強（東南海・南海地震）
和歌山県	5,008	104,59	7（東海・東南海・南海地震）
徳島県	4,300	49,700	6強（東南海・南海地震）
鳥取県	—	—	—
福井県	—	—	—
三重県	4,800	110,26	7（東海・東南海・南海地震）
奈良県	4	1,253	6弱（東海・東南海・南海地震）
合計	15,151	321,36	

兵庫県	29,097	38,548	7	400	△28,700
奈良県	1,600	47,000	6強	—	—
和歌山県	90,400	158,700	7	津波による死者0を目指す	—
徳島県	31,300	116,400	7	死者0を目指す	—
鳥取県	—	—	—	—	—
福井県	—	—	—	—	—
三重県	53,000	248,000	7	—	—
合計	340,622	870,848		—	—

※ 被害想定は、各府県独自のものによる。

P10

＜津波の想定＞

府県名 （最大津波高さ 市町村名）	第1波ピークの津波到達時間	津波最大高さ
大阪府（高石市）	100分	3.4m
兵庫県（南あわじ市）	50分	5.8m
和歌山県（串本町）	6分	8.3m
徳島県（海陽町）	15分	9.0m

東海・東南海・南海の3つの地震が同時に発生するケースの他、1854年の安政地震では、東海地震（東南海地震を含む）が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生していることから、時間差発生ケースにも留意して柔軟な対応をとる必要がある。

【参考】

○ 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定  
（平成15年9月17日）

府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度
滋賀県	10	1,200	6弱
京都府	10	2,200	6弱
大阪府	50	13,000	6弱
兵庫県	100	6,100	6強
和歌山県	4,600	47,000	7

P10

＜津波の想定＞

府県名 （最高津波水位 市町村名）	津波到達時間 （※1）	最高津波水位 （T.P.m）
大阪府（大阪市住之江区） （※2）	110分	5.1m
兵庫県（南あわじ市）	44分	8.1m
和歌山県（すさみ町）	3分	1.9m
徳島県（海陽町）	6分	15.8m

※1 初期水位より1m上昇する時間。ただし、徳島県は初期水位から±20cmの変化が生じるまでの時間

※2 大阪府の津波到達時間の最短は岬町で54分（最高津波水位3.8m）

南海トラフ全体が動いて発生する地震の他、1854年の安政地震では、東海地震（東南海地震を含む）が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生していることから、時間差発生ケースにも留意して柔軟な対応をとる必要がある。

【参考】

○ 国の被害想定  
（平成24年8月）

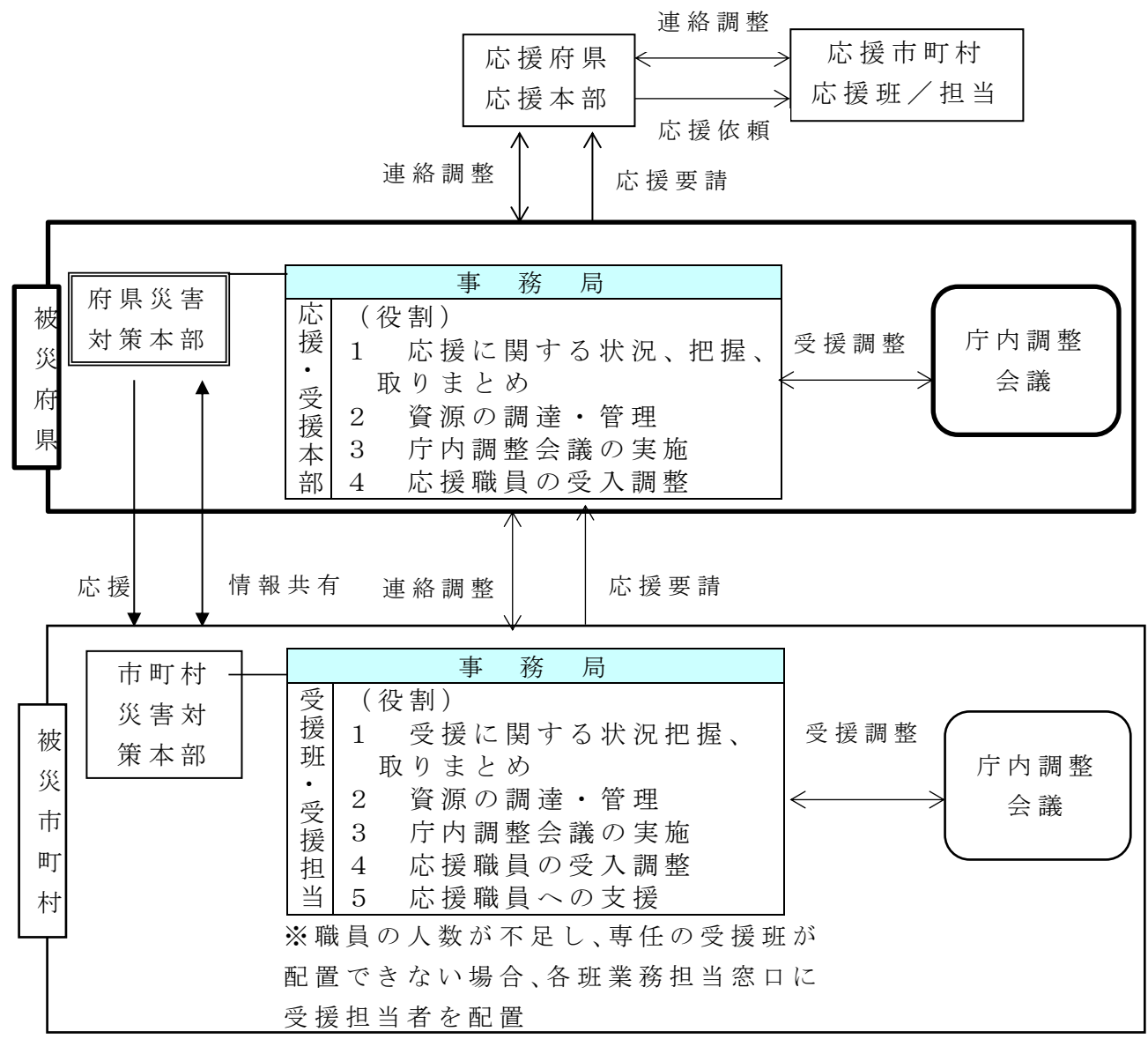
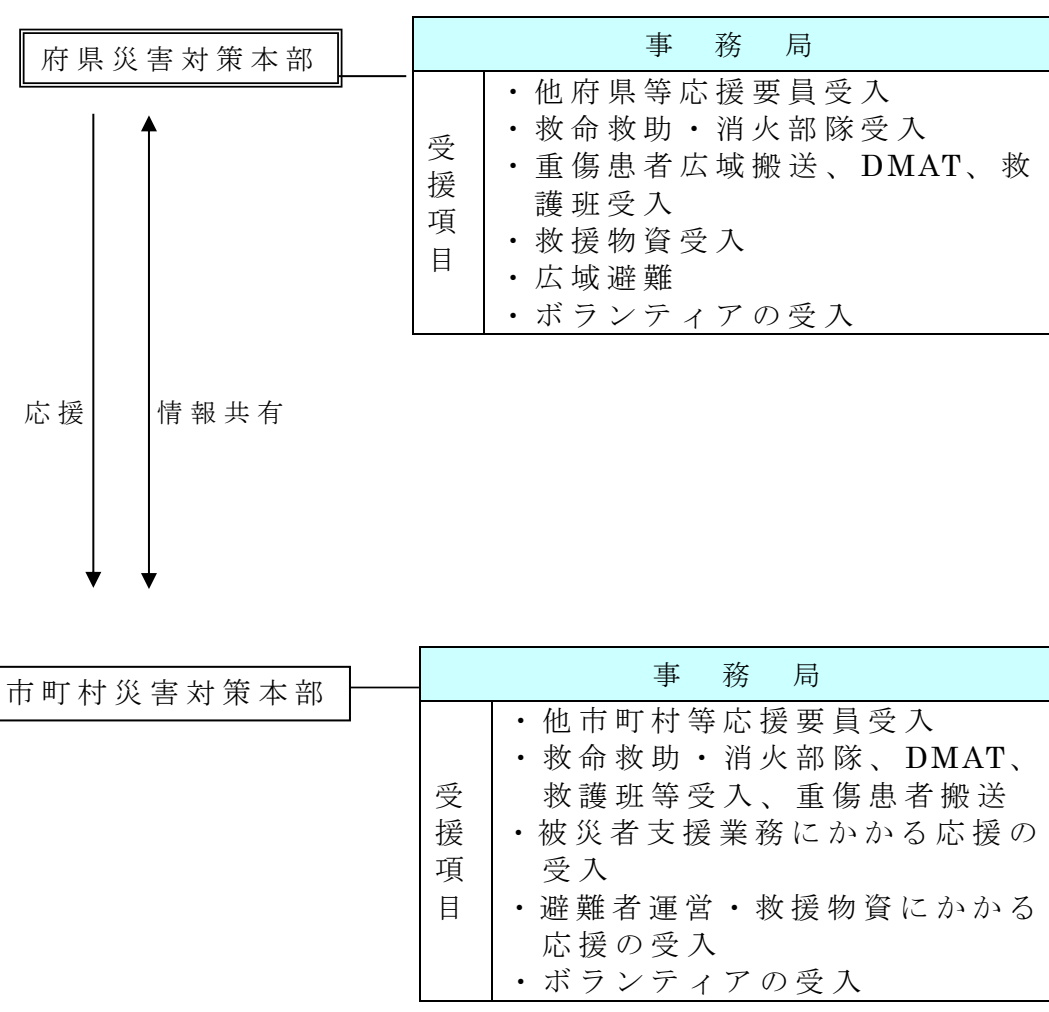
府県名	死者数（注）	全壊棟数（注）	府県内の最大震度
滋賀県	400	13,000	6強
京都府	900	70,000	6強
大阪府	7,700	337,000	6強
兵庫県	5,800	54,000	6強
奈良県	1,600	47,000	6強
和歌山県	70,000	190,000	6強

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版 中間案（主なもの）																																																				
P13	<table border="1" data-bbox="436 203 1540 554"> <tr><td>徳島県</td><td>1,300</td><td>15,000</td><td>6強</td></tr> <tr><td>鳥取県</td><td>—</td><td>—</td><td>5弱</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>—</td><td>30</td><td>5強</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>2,600</td><td>51,000</td><td>7</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>10</td><td>1,400</td><td>6弱</td></tr> <tr><td>関西計</td><td>8,680</td><td>136,930</td><td>—</td></tr> <tr><td>全国計</td><td>25,000</td><td>550,000</td><td>—</td></tr> </table> <p>注1) 朝5時 風速15m/sの場合の揺れによる建物倒壊の他、津波、火災、崖崩れによる死者発生</p> <p>注2) 朝5時 風速15m/sの場合の揺れの他、津波、火災、液状化、崖崩れの発生による建物全壊</p> <p><b>Ⅱ 災害への備え</b></p> <p>1 関係機関・団体等との平常時からの連携</p> <p>(1) 構成府県との連携</p> <p>① 府県地域防災計画との整合性の確保 (略)</p>	徳島県	1,300	15,000	6強	鳥取県	—	—	5弱	福井県	—	30	5強	三重県	2,600	51,000	7	奈良県	10	1,400	6弱	関西計	8,680	136,930	—	全国計	25,000	550,000	—	<table border="1" data-bbox="1641 203 2763 506"> <tr><td>徳島県</td><td>29,000</td><td>132,000</td><td>7</td></tr> <tr><td>鳥取県</td><td>—</td><td>300</td><td>5弱</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>—</td><td>2,100</td><td>5強</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>19,000</td><td>224,000</td><td>7</td></tr> <tr><td>関西計</td><td>134,400</td><td>1,069,400</td><td>—</td></tr> <tr><td>全国計</td><td>242,630</td><td>2,369,640</td><td>—</td></tr> </table> <p>(注) 陸側ケース、津波ケース③、冬18時、風速8m/s、(早期避難率低)の場合の揺れによる建物倒壊、津波、火災、崖崩れによる死者発生及び揺れ、津波、火災、液状化、崖崩れの発生による建物倒壊</p> <p><b>Ⅱ 災害への備え</b></p> <p>1 関係機関・団体等との平常時からの連携</p> <p>(1) 構成団体との連携</p> <p>① 府県地域防災計画との整合性の確保 (略)</p> <p>また、各構成府県は、管内市町村に対して、本プランとの整合性の確保を働きかける。</p> <p>⑥ 災害廃棄物処理の情報共有等の推進</p> <p>廃棄物処理施設やがれきの仮置場として利用可能な土地等に関する情報の共有など、平時からの連携を推進する。</p>	徳島県	29,000	132,000	7	鳥取県	—	300	5弱	福井県	—	2,100	5強	三重県	19,000	224,000	7	関西計	134,400	1,069,400	—	全国計	242,630	2,369,640	—
徳島県	1,300	15,000	6強																																																			
鳥取県	—	—	5弱																																																			
福井県	—	30	5強																																																			
三重県	2,600	51,000	7																																																			
奈良県	10	1,400	6弱																																																			
関西計	8,680	136,930	—																																																			
全国計	25,000	550,000	—																																																			
徳島県	29,000	132,000	7																																																			
鳥取県	—	300	5弱																																																			
福井県	—	2,100	5強																																																			
三重県	19,000	224,000	7																																																			
関西計	134,400	1,069,400	—																																																			
全国計	242,630	2,369,640	—																																																			
P14																																																						
P17	<p>2 防災・減災事業の展開</p> <p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>② 緊急派遣体制の整備</p> <p>ア 緊急派遣チーム（先遣隊）の編成</p> <p>広域連合及び構成府県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム（先遣隊）を予め編成する。</p>	<p>2 防災・減災事業の展開</p> <p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>② 緊急派遣体制の整備</p> <p>ア 緊急派遣チーム（先遣隊）の編成</p> <p>広域連合、構成団体及び連携県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム（先遣隊）を予め編成する。</p> <p>(参考) 南海トラフ地震応急対応マニュアルに定める暫定の組み合わせ</p> <table border="1" data-bbox="1777 1665 2540 1845"> <tr><th>被災府県</th><th>派遣予定府県</th></tr> <tr><td>三重県</td><td>福井県</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>滋賀県</td></tr> <tr><td>徳島県</td><td>鳥取県</td></tr> </table>	被災府県	派遣予定府県	三重県	福井県	和歌山県	滋賀県	徳島県	鳥取県																																												
被災府県	派遣予定府県																																																					
三重県	福井県																																																					
和歌山県	滋賀県																																																					
徳島県	鳥取県																																																					
P18	<p>③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築</p> <p>ア 物資集積・配送マニュアルの策定</p> <p>広域連合は、大規模広域災害発生時において、構成府県や全国から送付さ</p>	<p>③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築</p> <p>ア 緊急物資円滑供給システムの運用</p>																																																				

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版 中間案（主なもの）
P18	<p>れる物資の受入れ、迅速な仕分け、輸送手段・ルート等の確保の手法等を定めた物資集積・配送マニュアルを策定する。</p>	<p>広域連合は、大規模広域災害発生時において、<u>被災した自治体からの要請を待たずに被災地に緊急輸送するプッシュ型支援による物資及び構成団体や全国から送付される物資を被災者に迅速に届けるため、緊急物資円滑供給システムの運用を図る。</u></p>
P18	<p>併せて、倉庫、トラック等の事業者など民間のノウハウや施設などを活用できる仕組み、さらにボランティア・NPOとの連携についても検討を行う。</p>	<p>併せて、<u>関西災害時物資供給協議会を通じ、行政、企業の連携体制を構築し、大規模災害時に物資円滑供給システムが機能するよう平時から体制構築に取り組む。</u></p>
P18		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>緊急物資円滑供給システムの概要</u></p> <p><u>民間事業者の参画のもと大規模災害時に被災者に緊急物資を円滑に供給する仕組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災自治体の災害対策本部事務局内に、<u>物流専門組織を設置</u></li> <li>・<u>物流専門組織に対し、倉庫協会、トラック協会等から専門家の派遣支援を受ける。</u></li> <li>・<u>物資拠点は、物流事業者に運営を委託</u></li> <li>・<u>弁当等の日配品については、各拠点を經由せず、製造業者等から避難所への直送など、輸配送時間を短縮したルートを構築</u></li> <li>・<u>避難所までの配送は、宅配業者等に委託</u></li> </ul> </div> <p><u>イ 基幹的物資拠点（0次拠点）の設定</u></p> <p><u>広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を超え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点（以下、「0次拠点」という。）として位置づける。</u></p> <p><u>広域連合は、0次拠点の候補地として、三木総合防災公園（兵庫県）及び山城総合運動公園（京都府）を選定し、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」の作成を検討する。</u></p> <p><u>広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練等により0次拠点の設置手順等の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。</u></p>
P21	<p>⑥ 帰宅困難者支援体制の整備 ア 基本方針</p>	<p>⑥ 帰宅困難者支援体制の整備 ア 基本方針</p> <p><u>さらに鉄道の代替として、バス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組の構築を図る。</u></p> <p><u>なお、具体的な対策については、広域連合や構成団体、連携県、事業者及び関係機関が連携して検討を行い、帰宅支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</u></p>
P22		<p>⑦ 被災者支援システム構築の推進</p> <p><u>広域連合及び構成府県は、各市町村に対して、被災者への支援状況等の情報を一元的に集約できるよう被災者台帳を活用した支援システムの普及を図る。</u></p>

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版 中間案（主なもの）												
P26	<p>(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進</p> <p>ウ 事業者等への働きかけ</p> <p>広域連合は、構成団体と連携して、高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、地下街の防災体制の整備等の防災基盤の整を行うよう働きかける。</p>	<p>(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進</p> <p>② 事業者等への対策促進</p> <p>広域連合は、構成団体と連携して、民間事業者等が行う高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、<u>石油コンビナートの防災・保安対策（施設・設備の耐震化、液状化対策、長周期震動対策及び津波浸水対策等）の強化、地下街の防災体制の整備等の促進を図る。</u></p>												
P27	<p>Ⅲ 災害への対応</p> <p>&lt;災害対応のタイムテーブル&gt;</p> <table border="1" data-bbox="344 636 1540 840"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>被災地等の主な対応</th> <th>広域連合の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集と共有</li> <li>避難誘導、消火、水防等、被害防止活動</li> <li>人命救助・救急医療の実施</li> <li>医療活動の実施</li> <li>避難者対策の実施（災害時要援護者への支援を含む）</li> <li>物資・燃料等の緊急輸送</li> <li>道路等公共施設の緊急対策</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集体制の確立</li> <li>緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣</li> <li>応援・受援体制の確立</li> <li>救援物資の需給調整</li> <li>応援要員の派遣・受入調整</li> <li>広域避難の受入調整</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応	初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集と共有</li> <li>避難誘導、消火、水防等、被害防止活動</li> <li>人命救助・救急医療の実施</li> <li>医療活動の実施</li> <li>避難者対策の実施（災害時要援護者への支援を含む）</li> <li>物資・燃料等の緊急輸送</li> <li>道路等公共施設の緊急対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集体制の確立</li> <li>緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣</li> <li>応援・受援体制の確立</li> <li>救援物資の需給調整</li> <li>応援要員の派遣・受入調整</li> <li>広域避難の受入調整</li> </ul>	<p>Ⅲ 災害への対応</p> <p>&lt;災害対応のタイムテーブル&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1584 636 2810 840"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>被災地等の主な対応</th> <th>広域連合の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動期（概ね3日間）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集と共有</li> <li>避難誘導、消火、水防等、被害防止活動</li> <li>人命救助・救急医療の実施</li> <li>医療活動の実施</li> <li>避難者対策の実施（<u>要配慮者への支援を含む</u>）</li> <li>物資・燃料等の緊急輸送</li> <li>道路等公共施設の緊急対策</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集体制の確立</li> <li>緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣</li> <li>応援・受援体制の確立</li> <li>救援物資の需給調整</li> <li>応援要員の派遣・受入調整</li> <li>広域避難の受入調整</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応	初動期（概ね3日間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集と共有</li> <li>避難誘導、消火、水防等、被害防止活動</li> <li>人命救助・救急医療の実施</li> <li>医療活動の実施</li> <li>避難者対策の実施（<u>要配慮者への支援を含む</u>）</li> <li>物資・燃料等の緊急輸送</li> <li>道路等公共施設の緊急対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集体制の確立</li> <li>緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣</li> <li>応援・受援体制の確立</li> <li>救援物資の需給調整</li> <li>応援要員の派遣・受入調整</li> <li>広域避難の受入調整</li> </ul>
時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応												
初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集と共有</li> <li>避難誘導、消火、水防等、被害防止活動</li> <li>人命救助・救急医療の実施</li> <li>医療活動の実施</li> <li>避難者対策の実施（災害時要援護者への支援を含む）</li> <li>物資・燃料等の緊急輸送</li> <li>道路等公共施設の緊急対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集体制の確立</li> <li>緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣</li> <li>応援・受援体制の確立</li> <li>救援物資の需給調整</li> <li>応援要員の派遣・受入調整</li> <li>広域避難の受入調整</li> </ul>												
時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応												
初動期（概ね3日間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集と共有</li> <li>避難誘導、消火、水防等、被害防止活動</li> <li>人命救助・救急医療の実施</li> <li>医療活動の実施</li> <li>避難者対策の実施（<u>要配慮者への支援を含む</u>）</li> <li>物資・燃料等の緊急輸送</li> <li>道路等公共施設の緊急対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集体制の確立</li> <li>緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣</li> <li>応援・受援体制の確立</li> <li>救援物資の需給調整</li> <li>応援要員の派遣・受入調整</li> <li>広域避難の受入調整</li> </ul>												
P27	<table border="1" data-bbox="344 1031 1540 1766"> <tbody> <tr> <td>応急対応期（避難所期）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活物資の供給</li> <li>被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等）</li> <li>生活衛生対策の実施</li> <li>広域避難の実施</li> <li>道路等公共土木施設の応急復旧</li> <li>ライフラインの応急復旧</li> <li>遺体の安置、葬送</li> <li>災害ボランティアの受入</li> <li>被災者の生活支援</li> <li>被災者のこころのケアの実施</li> <li>学校の教育機能の回復</li> <li>災害廃棄物の処理</li> <li>応急仮設住宅の整備・確保</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの活動促進</li> <li>帰宅困難者への支援</li> <li>広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	応急対応期（避難所期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活物資の供給</li> <li>被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等）</li> <li>生活衛生対策の実施</li> <li>広域避難の実施</li> <li>道路等公共土木施設の応急復旧</li> <li>ライフラインの応急復旧</li> <li>遺体の安置、葬送</li> <li>災害ボランティアの受入</li> <li>被災者の生活支援</li> <li>被災者のこころのケアの実施</li> <li>学校の教育機能の回復</li> <li>災害廃棄物の処理</li> <li>応急仮設住宅の整備・確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの活動促進</li> <li>帰宅困難者への支援</li> <li>広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進</li> </ul>	<table border="1" data-bbox="1584 1031 2810 1766"> <tbody> <tr> <td>応急対応期（避難所期）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活物資の供給</li> <li>被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等）</li> <li>生活衛生対策の実施</li> <li>広域避難の実施</li> <li>道路等公共土木施設の応急復旧</li> <li>ライフラインの応急復旧</li> <li>遺体の安置、葬送</li> <li>災害ボランティアの受入</li> <li>被災者の生活支援</li> <li>被災者のこころのケアの実施</li> <li>学校の教育機能の回復</li> <li>災害廃棄物の処理</li> <li>応急仮設住宅の整備・確保</li> <li><u>応援・受援の総合調整（マネジメント）</u></li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの活動促進</li> <li>帰宅困難者への支援</li> <li>広域的な災害廃棄物処理の調整</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	応急対応期（避難所期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活物資の供給</li> <li>被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等）</li> <li>生活衛生対策の実施</li> <li>広域避難の実施</li> <li>道路等公共土木施設の応急復旧</li> <li>ライフラインの応急復旧</li> <li>遺体の安置、葬送</li> <li>災害ボランティアの受入</li> <li>被災者の生活支援</li> <li>被災者のこころのケアの実施</li> <li>学校の教育機能の回復</li> <li>災害廃棄物の処理</li> <li>応急仮設住宅の整備・確保</li> <li><u>応援・受援の総合調整（マネジメント）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの活動促進</li> <li>帰宅困難者への支援</li> <li>広域的な災害廃棄物処理の調整</li> </ul>						
応急対応期（避難所期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活物資の供給</li> <li>被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等）</li> <li>生活衛生対策の実施</li> <li>広域避難の実施</li> <li>道路等公共土木施設の応急復旧</li> <li>ライフラインの応急復旧</li> <li>遺体の安置、葬送</li> <li>災害ボランティアの受入</li> <li>被災者の生活支援</li> <li>被災者のこころのケアの実施</li> <li>学校の教育機能の回復</li> <li>災害廃棄物の処理</li> <li>応急仮設住宅の整備・確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの活動促進</li> <li>帰宅困難者への支援</li> <li>広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進</li> </ul>												
応急対応期（避難所期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活物資の供給</li> <li>被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等）</li> <li>生活衛生対策の実施</li> <li>広域避難の実施</li> <li>道路等公共土木施設の応急復旧</li> <li>ライフラインの応急復旧</li> <li>遺体の安置、葬送</li> <li>災害ボランティアの受入</li> <li>被災者の生活支援</li> <li>被災者のこころのケアの実施</li> <li>学校の教育機能の回復</li> <li>災害廃棄物の処理</li> <li>応急仮設住宅の整備・確保</li> <li><u>応援・受援の総合調整（マネジメント）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの活動促進</li> <li>帰宅困難者への支援</li> <li>広域的な災害廃棄物処理の調整</li> </ul>												
P30	<p>1 初動シナリオ</p> <p>(3) 応援・受援体制の確立</p> <p>① 災害対策本部の設置</p>	<p>1 初動シナリオ</p> <p>(3) 応援・受援体制の確立</p> <p>① 災害対策本部の設置</p> <p><u>イ 災害対策（支援）調整会議の開催</u></p>												

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版 中間案（主なもの）
P30	<p>③ 受援体制の確立</p> <p>被害が甚大で構成府県・連携県からの応援を受ける府県（以下「受援府県」という。）は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。</p>	<p><u>具体的な支援方法及び内容を調整・決定し、各構成団体間の情報共有を図るため、各構成団体の広域防災局参与（危機管理監等）又は参与の指定する職員を構成メンバーとする会議を必要に応じて開催する。</u></p> <p><u>その際、必要に応じて、連携県にオブザーバーとしての参加を求める。</u></p> <p><u>なお、会議は、TV会議システムを活用するなどして開催する。</u></p> <p><b>エ 複合災害発生時の体制</b></p> <p><u>大規模広域にわたる複合災害が発生した場合、広域連合災害対策本部において要員・資機材の投入や応援要請などについて、総合的に調整を行う。</u></p>
P32	<p>なお、具体的な受援体制については、関西広域応援・受援要綱を策定し、府県のモデルとなる受援体制を検討する。</p> <p>また、必要に応じて、被災地外に人的・物的支援の拠点を設置することについて検討する。</p>	<p>③ 受援体制の確立</p> <p>被害が甚大で<u>構成団体・連携県及び圏域外</u>からの応援を受ける府県（以下「受援府県」という。）<u>及び市</u>は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、<u>府県は</u>、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。</p> <p><u>なお、受援体制については、「関西広域応援・受援実施要綱」、「緊急物資円滑供給システム報告書」、「南海トラフ地震応急対応マニュアル」等に基づく。</u></p>
P33	<p>&lt;受援体制（想定）&gt;</p>	<p>&lt;受援体制&gt;</p> <p><u>円滑な応援の受入れを実現するため、被災府県には、災害対策本部内に「応援・受援本部」を、被災市町村には災害対策本部内に「受援班・受援担当」を設置して、①応援・受援に関する状況把握や取りまとめ、②資源の調達・管理、③庁内調整、④応援職員の受入調整等の業務を行う。</u></p>



（被災府県の受援業務）

重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域搬送拠点の確保・運営</li> <li>・ DMAT、救護班への情報提供（被害状況、活動場所等）</li> <li>・ 災害拠点病院等活動場所への救護班搬送体制の確保 等</li> </ul>
---------------------	---

（被災府県の受援業務）

重傷患者広域搬送、DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域搬送拠点の確保・運営</li> <li>・ DMAT、<u>DPAT</u>、<u>救護班等医療、介護・福祉にかか</u>る受援要員との緊密な連携（被害状況、活動場所の情報提供等）</li> <li>・ 災害拠点病院等活動場所への救護班搬送体制の確保</li> <li>・ <u>巡回健康相談支援の受入調整</u> 等</li> </ul>
避難所運営支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>避難所運営支援の受入調整</u></li> </ul>

P34



P35	（被災市町村の受援業務）	救命救助・消火部隊、DMAT、救護班等受入、重傷患者搬送 ・ 応援部隊、DMAT 及び救護班等への情報提供（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等） ・ 応援部隊及び DMAT・救護班等の受け入れ調整
-----	--------------	--

	（被災市町村の受援業務）	救命救助・消火部隊、DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入、重傷患者搬送 ・ 応援部隊、DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉にかかるとの緊密な連携（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等） ・ 応援部隊及び DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉にかかるとの緊密な連携（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等） ・ 応援要員の受入調整 ・ 巡回健康相談支援の受入調整
--	--------------	--

2 応援・受援シナリオ

<被災者の生活状況の変化と必要な対応>

		生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	前	1 食料・物資 ・道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が不足	1 食料・物資 ・救援物資調達・救援ルートの確保	○救援物資の供給調整（2-4で詳細を記載 p45～48）
		2 避難所の居住環境 ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トイレ、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難	2 避難所の居住環境 ・冷暖房機器などの整備、福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用、広域避難受入 ・仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意	○応援職員の派遣調整（2-5で詳細を記載 p49～51）
		3 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調	3 医療・健康 ・医師による診察 ・保健師等による健康相談、家庭訪問 ・管理栄養士による食生活のチェック ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談	○広域避難の調整（2-6で詳細を記載 p52～54）
		4 避難所の運営 ・被災市町村職員が対応 ・避難住民による自治が求められる ※在宅避難、指定されていない場所での避難の存在に留意	・食生活、居住環境の衛生環境の改善 ・こころのケアチームによる地域精神医療の補完、こころのケア相談	○ボランティアの活動促進（2-7で詳細を記載 p55～56）
		4 避難所の運営 ・応援職員等による支援、ボランティアによる支援		

2 応援・受援シナリオ

<被災者の生活状況の変化と必要な対応>

		生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	前	1 食料・物資 ・道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が不足	1 食料・物資 ・救援物資調達・救援ルートの確保	○救援物資の供給調整（2-4で詳細を記載 p45～48）
		2 避難所の居住環境 ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トイレ、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難	2 避難所の居住環境 ・冷暖房機器などの整備、福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用、広域避難受入 ・仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意	○応援職員の派遣調整（2-5で詳細を記載 p49～51）
		3 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調	3 医療・健康 ・医師による診察 ・保健師等による健康相談、家庭訪問 ・栄養士による食生活のチェック ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談	○広域避難の調整（2-6で詳細を記載 p52～54）
		4 避難所の運営 ・被災市町村職員が対応 ・避難住民による自治が求められる ※在宅避難、指定されていない場所での避難の存在に留意	・食生活、居住環境の衛生環境の改善 ・こころのケアチームによる地域精神医療の補完、こころのケア相談	○ボランティアの活動促進（2-7で詳細を記載 p55～56）
		4 避難所の運営 ・応援職員等による支援、ボランティアによる支援		
		5 その他		

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行				改訂版 中間案（主なもの）			
P40  P41  P41	安定期	<p>1 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足</li> <li>物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等）</li> </ul> <p>2 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど）</li> <li>悪臭・はえ・蚊の発生</li> </ul> <p>3 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応援職員やボランティアに依存</li> <li>昼間の避難者の減→運営への支障</li> </ul> <p>4 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活不活発病等二次的な健康問題発生</li> <li>災害のストレスによる精神的不調</li> </ul>	<p>1 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアなどによる支援</li> <li>栄養士による栄養相談の実施</li> </ul> <p>2 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所のバリアフリー化、間仕切り用パーティションの設置</li> <li>害虫駆除等の衛生管理対策</li> </ul> <p>3 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の自主運営へ働きかけ</li> </ul> <p>4 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師による診察</li> <li>保健師等による健康相談、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施</li> <li>歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援</li> <li>薬剤師による服薬指導、お薬相談</li> <li>予防接種や健診など通常業務再開</li> <li>こころのケアチームによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援</li> </ul> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所パトロール</li> <li>災害廃棄物の早期撤去</li> </ul>		安定期	<p>1 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足</li> <li>物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等）</li> </ul> <p>2 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど）</li> <li>悪臭・はえ・蚊の発生</li> </ul> <p>3 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応援職員やボランティアに依存</li> <li>昼間の避難者の減→運営への支障</li> </ul> <p>4 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活不活発病等二次的な健康問題発生</li> <li>災害のストレスによる精神的不調</li> </ul>	<p>・被災者台帳の早期整備</p> <p>1 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアなどによる支援</li> </ul> <p>2 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所のバリアフリー化、間仕切り用パーティションの設置</li> <li>害虫駆除等の衛生管理対策</li> </ul> <p>3 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>避難所の民間委託又は自主運営の働きかけ</u></li> </ul> <p>4 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師による診察</li> <li>保健師等による健康相談、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施</li> <li><u>栄養士による栄養相談の実施</u></li> <li>歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援</li> <li>薬剤師による服薬指導、お薬相談</li> <li>予防接種や健診など通常業務再開</li> <li>こころのケアチームによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援</li> </ul> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所パトロール</li> <li>災害廃棄物の早期撤去</li> <li><u>被災者のワンストップ窓口の設置</u></li> </ul>	
P43  P43	<p>2-2 現地支援本部・現地連絡所の設置</p> <p>(2) 広域連合及び応援府県の対応</p> <p>(略)</p> <p>〔主な業務〕</p> <p>(略)</p>	<p>2-1 現地支援本部・現地連絡所の設置</p> <p>(2) 広域連合及び応援府県の対応</p> <p>(略)</p> <p><u>現地支援本部及び現地連絡所の運営においては、被災自治体と応援自治体との間、応援関係団体間、現地支援本部と現地連絡所間及び各現地連絡事務所の間での定期的な関係者ミーティング等による情報共有の徹底を図る。</u></p> <p>〔主な業務〕</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>被災自治体の状況に応じて、支援チームの派遣を調整</u></li> </ul>						

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版 中間案（主なもの）
P45		<p><u>広域連合の支援チーム派遣</u>  <u>被災自治体において行政機能を失うなどの被害を受けた場合には、被災地のニーズを確認しながら、原則として支援チーム派遣により被災地支援を行う。</u>  <b>【支援チームの役割】</b>  <u>被災自治体で被害を受けた行政機能等の早期回復を図るため、専門的なアドバイスを行うことを基本とする。</u>  <b>【支援チーム構成例】</b>  <u>総括、ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート）、教育支援担当、保健・医療・福祉担当、災害廃棄物処理担当、ボランティア統括担当、仮設住宅等住宅対策担当、市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当、人と防災未来センター研究員 等</u></p>
P46	<p>2-1 情報の収集・提供          &lt;情報の流れ&gt;          （表省略）          ※ 情報伝達手段：加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、WEB 会議システム等</p>	<p>2-2 情報の収集・提供          &lt;情報の流れ&gt;          （表省略）          ※ 情報伝達手段：加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、会議システム、SNS 等</p>
P47	<p>2-4 救援物資の需給調整          物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持って行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート割当府県の状態を把握し、構成府県・連携県間の調整を行うとともに、円滑な支援が行われるよう輸送環境等の整備に努める。</p>	<p>2-3 救援物資の需給調整          物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持って行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート割当府県の状態を把握し、<u>構成団体・連携県間の調整を行う。また、物資が迅速かつ円滑に被災者まで届くよう、宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携し、「緊急物資円滑供給システム」を運用する。</u>  <u>なお、大規模広域災害で被災府県が複数にまたがる場合において、関西災害時物資供給協議会に参画する企業等に物資供給を依頼するときは、重複依頼を防ぐため、窓口の一本化を図る。</u></p>
P48	<p>(1) 被災府県の対応          ③ 物資集積・配送拠点の開設・運営          （略）</p> <p>(2) 広域連合・応援府県の対応          （略）</p>	<p>(1) 被災府県の対応          ③ 物資集積・配送拠点の開設・運営          （略）  <u>なお、被災市町村の二次物資拠点が被災により機能しない場合は、被災府県は、代替施設の確保や、一次物資拠点から避難所へ直接救援物資を届けるなど二次物資拠点機能の代替に努める。</u></p> <p>(2) 広域連合・応援府県の対応          （略）</p>

P48

**【災害時期ごとに必要とされる救援物資】**

時期	必要とされる物資例
緊急対応期 (概ね3日まで)	α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等
応急対応期(避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等
(季節に応じて)	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等

P50

**⑦ 救援物資中継拠点の開設・運営**

広域連合は、必要に応じ、被災地以外に全国からの救援物資中継拠点の設置にかかる調整を行い、救援物資中継拠点を設置した府県と連携して、中継拠点の運営を行う。

なお、救援物資中継拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得て行う。

**【災害時期ごとに必要とされる救援物資】**

関西広域連合において調整を行う救援物資については、概ね下記の表に記載にあるものを基本とし、下記に記載のない品目について、被災地の状況に応じ、特に必要があるものは、被災府県と応援府県が協議の上、物資調整を行う。

時期	必要とされる物資の基本品目
緊急対応期 (概ね3日まで)	食料(α化米、レトルト食品、飲料水、流動食、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー等)、毛布、 <u>育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー</u> 、生理用品、ブルーシート、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、おしりナップ、パーティション、消毒薬 等
応急対応期 (避難所期)	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク 等
<b>【季節に応じて】</b>	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等

**⑦ 0次拠点の開設・運営**

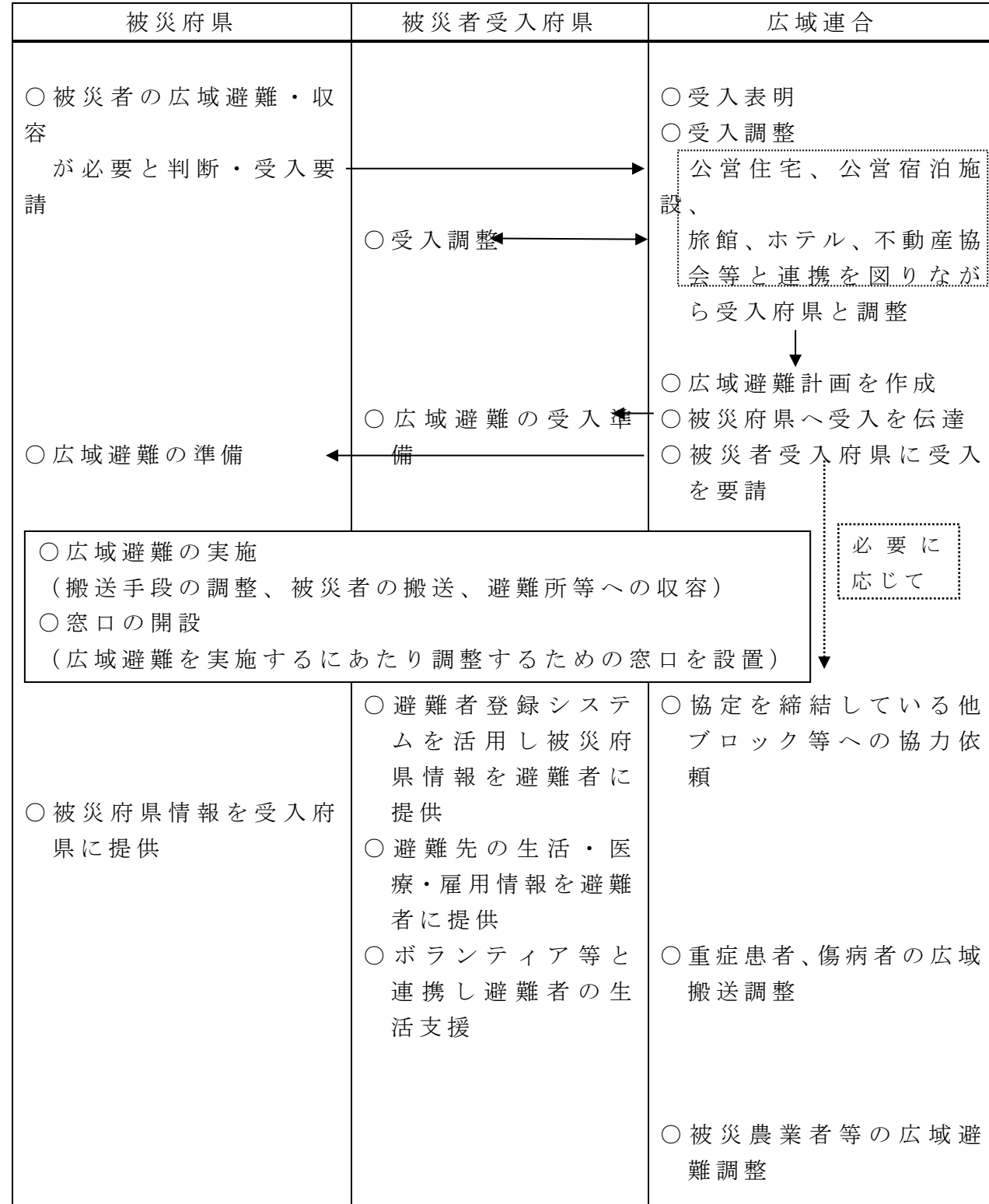
広域連合は、必要に応じ、被災地における広域物資拠点の使用不能時又は不足時に物流機能を補完するため、0次拠点の開設を決定し、0次拠点が所在する府県と開設・運営について調整する。

なお、0次拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得て行う。

P54

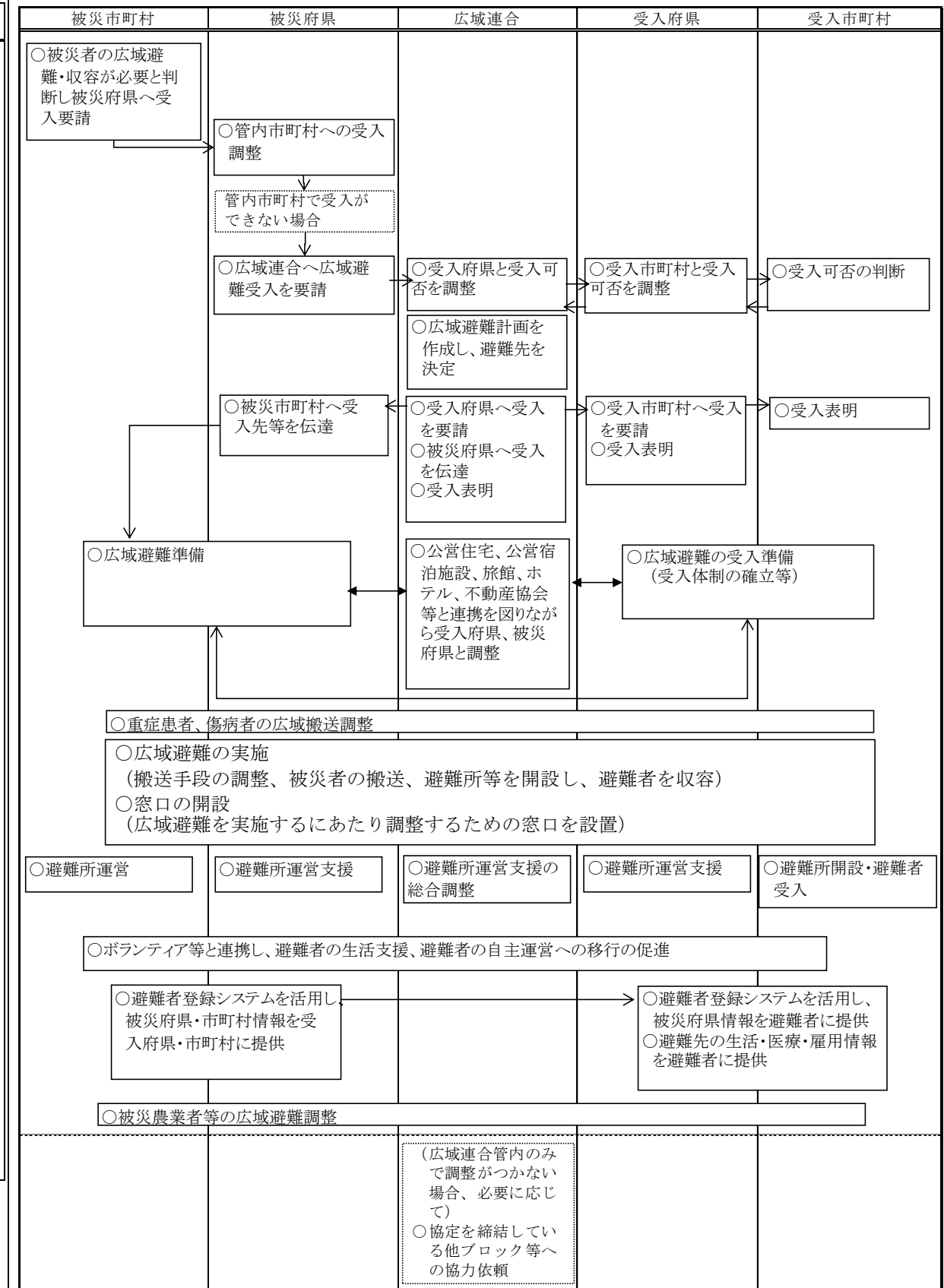
2-5 広域避難の受入調整

< 広域避難への対応 >



2-5 広域避難の受入調整

< 広域避難への対応 >



該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版 中間案（主なもの）
P55	(2) 広域連合の対応	(2) 広域連合の対応 <u>⑥ 広域輸送手段の調整</u> <u>広域連合は、「大規模災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」に基づき、構成府県及び連携県とも連携し、関係バス協会にバス輸送の協力を依頼し、被災者の広域避難にかかる輸送手段を確保する。</u> <u>なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、航空・海運事業者、空港・港湾管理者、国土交通省地方整備局及び地方運輸局等並びに自衛隊・海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。</u>
P72	<b>3 復旧・復興シナリオ</b> 広域連合は、被災地の復旧・復興にあたり、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。	<b>3 復旧・復興シナリオ</b> <u>国においては「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年度施行）」に基づき、被災地域の意向を十分踏まえ、復興基本方針を策定するが、広域連合は、この復興基本方針を踏まえ、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">         ※初動期、応急対応期、復旧・復興期の各オペレーションマップの改正箇所は省略       </div>